

保護者の皆さま

大東市長 東坂 浩一
(公印省略)

保育所等における臨時休園の期間の延長等について

平素は、本市児童福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言の発令を受け、令和2年5月6日(水)まで保育所等を原則として臨時休園させていただいているところですが、国が5月初旬の連休中に緊急事態宣言の取扱いについて決定する可能性があることや、大阪府内や本市における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、**臨時休園の期間を令和2年5月10日(日)まで延長**することを決定しましたので、お知らせいたします。

また、**令和2年5月11日(月)以降の臨時休園等の取扱いにつきましては、下記のとおり予定をしております。**詳細について決定しましたら、改めてお知らせさせていただきますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 緊急事態宣言が継続された場合の対応予定について

緊急事態宣言の発令期間中においては、保育所等の臨時休園を継続します。

※臨時休園を継続した場合においても、保護者の方いずれもが就業を継続することが必要な場合等においては、引き続き保育を実施いたします。

※大阪府が決定する休業要請の対象となる施設等に変更等があった場合には、当該変更内容にあわせて保育の実施の対象を変更する場合があります。

2. 緊急事態宣言が解除された場合の対応予定について

臨時休園を終了し、登園自粛の要請を行います。

※登園自粛の要請の内容は、令和2年4月8日(水)付けでお知らせした内容と同じものを想定しております。

【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部 子ども室
保育幼稚園グループ

TEL 072-870-0474